

労働安全衛生、管理物質にニッケルと砒素が追加



ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）と砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）について、労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的とし、「労働安全衛生法施行令^{※1}等の一部を改正する政令」^{※2}及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」^{※3}が平成20年11月12日に公布されました。

また一部の規定を除き平成21年4月1日から施行・適用となりました。

※1 昭和47年政令第318号（施行令） ※2 平成20年政令第349号（改正政令） ※3 平成20年厚生労働省令第158号（改正省令）

この省令の改正による政令の改正に伴い、労働安全衛生規則^{※4}、特定化学物質障害予防規則^{※5}、作業環境測定法施行規則^{※6}についての改正も行われました。

※4 昭和47年労働省令第32号（安衛則） ※5 昭和47年労働省令第39号（特化則） ※6 昭和50年労働省令第20号（作環則）

★今回の改正で、ニッケル並びに砒素は表示対象物、特定化学物質の管理第2類物質になり、以下のような措置が必要となりました。

容器等への表示

（労働安全衛生法（安衛法）第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2）

重量の0.1%以上含有する製剤その他の物は名称、成分、標章など^{※7}の表示が必要です。

※7 ①名称②成分③人体に及ぼす影響④貯蔵又は取り扱い上の注意⑤表示者の氏名、住所、電話番号⑥注意喚起語⑦安定性及び反応性⑧標章

規制対象となる作業と含有率及びそれに伴う措置

（特化則第5、7～9、34の2、35条、安衛則第86、88、及び別表第7等）

ニッケル化合物又は砒素及びその化合物を製造し、又は取り扱う作業全般につき、重量の1%を超えて含有する製剤その他のものが規制対象（以下対象物）となります。

対象物のガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場について

発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、若しくは、これが困難なときは全体換気などを設け、労働者の健康障害を予防すること



作業環境測定

（特化則第36～36の4）

対象物を製造または取り扱う屋内作業場につき、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定士による作業環境測定を行う必要があります。

管理濃度と分析方法

作業環境測定基準 昭和51年労働省告示第46号

- ・ニッケル化合物:0.1mg/m³
 - ・砒素化合物:0.003mg/m³
- ろ過捕集—原子吸光分析法等

参考資料：

- ・厚生労働省 HP 平成20年11月の特定化学物質障害予防規則等の改正 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei20/index.html>（ニッケル化合物・砒素及びその化合物に係る規制の導入、燻蒸作業に係る措置へのホルムアルデヒドの追加等）
- ・特定化学物質障害予防規則等の改正（ニッケル化合物、砒素及びその化合物関係等）に係るパンフレット（厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署 作成21年2月印刷版）

詳しくは、当社 **環境分析部 竹下、加藤（吉）**（フリーダイヤル0120-01-2590 内線246、346）までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

